

別表第1（第6条関係） 認定基準

区 分		認 定 基 準
1	販売実績	申請時において、既に販売され、又は申請から6か月以内に販売されることが確実であること。
2	循環資源の県内発生割合・製造場所	県内で発生した循環資源を利用しており、原則として循環資源に占める県内発生分の割合が50%以上のもの又は県内で製造されたものであること。
3	製造過程等	原料調達、製造、販売、廃棄等において関係法令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年9月23日政令第300号）第4条の6で定める生活環境の保全を目的とする法令）等が遵守されていること。
4	安全性	<p>物の性状が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物並びに同条第5項に規定する特別管理産業廃棄物に相当する物を原料として使用していないこと。</p> <p>ア 法令、エコマーク認定基準、日本工業規格、業界自主基準で有害物質に係る基準が定められている製品はこれらに適合していること。</p> <p>イ 上記以外の場合及び特に知事が必要と認める場合にあっては、次に示す基準のうち、知事が必要と認める項目について、適合していること。</p> <p>(ア) 環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による土壌の汚染に係る環境基準</p> <p>(イ) 環境基本法第16条第1項の規定による水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準</p> <p>(ウ) 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項に掲げる含有量に関する基準</p> <p>(エ) ダイオキシシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条の規定によるダイオキシシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（媒体として「土壌」を適用する場合の基準値は250pg-TEQ/g未満とする。）</p>
	(1) 特別管理廃棄物	
	(2) 有害物質	
5	品質	<p>原則として、次に掲げる規格等のいずれかを満たしていること。</p> <p>(ア) 日本工業規格</p> <p>(イ) 日本農林規格</p> <p>(ウ) エコマーク認定基準</p>

	(エ) その他公的機関等が定める基準
6 循環資源の利用割合	<p>ア 神奈川県グリーン購入基本方針に循環資源の利用割合に関する判断基準が示されている場合は当該基準を満たしていること。</p> <p>イ 同方針に判断基準が示されていない場合は、原則として公的機関等が定める他の基準によるものとする。</p>

備考 品質又は循環資源の利用割合に関する基準が存在しない製品については、公的機関等が定める類似の製品の基準を参考にすることとする。

別表第2（第8条関係） 変更申請事項

項目		変更の内容（申請事項）
1	仕様	認定製品の仕様の変更（安全性及び品質について再審査を要しない軽微な変更を除く。）
2	製造事業場	認定製品の製造事業場の移転又は追加
3	原材料	認定製品の原材料の追加

備考 認定の条件が付されている場合は、当該条件の履行に関連する事項の変更は認めない。

別表第3（第8条関係） 変更届出事項

項目		変更の内容（届出事項）
1	名称等	認定事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名の変更
2	製品名	認定製品の製品名の変更
3	仕様	認定製品の仕様の変更（安全性及び品質について再審査を要しない軽微な変更に限る。）
4	製造事業場	(1) 認定製品の製造事業場の名称の変更 (2) 住居表示の変更等による、認定製品の製造事業場の所在地の表示の変更
5	原材料	認定製品の一部の原材料の利用の取止め
6	利用割合	認定製品の原材料となる循環資源の利用割合の認定基準に適合する範囲での変更

備考 認定の条件が付されている場合は、当該条件の履行に関連する事項の変更は認めない。